

総財地第89号  
平成28年4月1日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

地方債課長

地方財政法、同法施行令及び地方債に関する省令の改正について（通知）

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第14号）、地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成28年政令第134号）及び地方債に関する省令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第41号）並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成28年総務省令第39号）は平成28年3月31日にそれぞれ公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第1 地方債の発行に関する国の関与の在り方の見直し

地方債の発行に関する国の関与の在り方については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）の規定により、届出制の導入に係る規定の施行後3年を経過した場合において、抜本的な見直しを行うこととされており、当該規定に則り、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、地方債のリスク・ウェイトがゼロという取扱いの維持に留意しつつ、以下のとおり見直すこととしたこと。

- 1 地方債(公的資金を充当するものを除く)については、以下のとおり、協議不要基準を緩和し、協議不要(届出)対象を拡大することとしたこと。
  - (1) 協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値を16%未満から18%未満へ緩和することとしたこと(令4)。
  - (2) 協議不要対象団体の判定のための将来負担比率の数値を300%(200%)以下から400%(350%)未満へ緩和することとしたこと(法5の3③、旧令7)。※( )内は市町村(指定都市を除く)
  - (3) 協議不要基準額に係る規定を廃止することとしたこと(法5の3③、旧法5の3⑦、令8、30、31、旧令附則9、省1の2、14の6、様式第4号)。
  
- 2 公的資金を充当する地方債のうち特別転貸債及び国の予算等貸付金債について、新たに届出対象とすることとしたこと(法5の3③、令7、9、18の2、省1、13、様式第1～3号)。

## 第2 退職手当債の特例期間の延長

平成18年度から平成27年度までの特例期間に限り起こすことができることとされていた退職手当債について、以下のとおり、発行可能額の算定方法を改めることにより発行抑制を図りつつ、当該特例期間を延長することとしたこと。

- 1 退職手当債の特例期間を平成37年度まで10年間延長することとし、これに伴う所要の規定の整備を行うこととしたこと(法附則33の5の5、33の8①、③、33の8の2、省附則5)。
  
- 2 退職手当債の発行可能額の算定方法
  - (1) 平成28年度から平成37年度までの各年度における退職手当債の発行可能額の算定方法を規定することとしたこと(省附則2②、③)。
  - (2) 平成28年度から平成30年度までの各年度における退職手当債の発行可能額の算定方法に関する経過措置を設けるとともに、平成28年度から平成37年度までの退職手当債の発行可能額の算定方法の特例を定めることとしたこと(地方債に関する省令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則2、3)。

## 第3 その他

- 1 市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る

交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の減収により、法第五条ただし書の規定により地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合について、その不足額に充てるための地方債の特例措置を講じることとしたこと（法附則 3 3 の 5 の 3、省附則 1 の 2）

- 2 平成 2 9 年度及び平成 3 0 年度に限り、廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法による減収額がある場合について、当該減収額を埋めるための地方債の特例措置を講じることとしたこと（法附則 3 3 の 5 の 6、省附則 2 の 2）
- 3 地方税法の改正に伴い、都道府県にあっては道府県民税の法人税割の減収額及び法人事業税交付金の交付額の合算額が地方消費税の増収額を超える場合について、市町村にあっては市町村民税の法人税割の減収額が法人事業税交付金の収入額及び市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金の増収額の合算額を超える場合について、これらの減収により財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるための地方債の特例措置を講じることとしたこと（法附則 3 3 の 5 の 9、省附則 2 の 1 5）

（備考）この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）

「令」：地方財政法施行令（昭和 2 3 年政令第 2 6 7 号）

「省」：地方債に関する省令（平成 1 8 年総務省令第 5 4 号）